

大項目	中項目	番号	項目	評価根拠	必要となる根拠資料	重大な不適合 軽微な不適合 条件付合格 適合	資料の確認(エビデンス)【全体】	資料の確認(エビデンス)【白浜】 陸上種苗・海上種苗・海上養殖	資料の確認(エビデンス)【戸津井】 海上種苗	資料の確認(エビデンス)【すさみ】 陸上種苗	資料の確認(エビデンス)【大島】 陸上種苗・海上種苗・海上養殖	資料の確認(エビデンス)【浦沖】 陸上種苗・海上種苗・海上養殖	資料の確認(エビデンス)【須賀利】 海上種苗	
1. 種苗	人工種苗証明	1.1.1.1	下記の内容の記録を保持し、人工種苗であることの証明が可能な状態にする。	1.1.1.2-1.1.1.3を満たす事										
		1.1.1.1.1	人工種苗の証明の為に、飼育施設、所在地、採卵・受精方法、親魚個体または親魚群の識別情報、受精年月日・ふ化年月日、餌料系列、投薬、総重量または暫定尾数等を記録する。	人工種苗に関して、飼育施設、所在地、採卵・受精方法、親魚個体または親魚群の識別情報、受精年月日・ふ化年月日、餌料系列、投薬、総重量または暫定尾数等を記録している。	記録書面による確認	適合	- 以下の情報記録の「ネットワーク」(サーバーシステム)あり ・人工種苗飼育(陸上・海上) ・初期飼育記録データ(給餌帳) ・中間育成記録データ(給餌帳) ・内部移動用紙(施設間移動記録) ・魚歴 - 各事業所でデータをネットワークに入力 - 各事業所で確認可能(戸津井以外) ・インターネットの飼育管理システム「魚歴」にも飼育履歴あり	- 現場では野帳に記録 - 野帳には給餌・投薬の記録もあり - この情報をネットワークに入力 - 現場では実施後すぐにPCに入力 - 入力データを白浜に送付 - 白浜でネットワークに入力 - 戸津井はネットワークへのアクセス不可 - 入力データのバックアップ体制あり - 入力データ画面を目視確認	- 現場では野帳に記録 - 野帳に魚種、日令、減耗、プランクトン、その他餌料、水温、DO、分養、出荷記載あり - この情報をネットワークに入力 - 生物飼料(フムシ)の飼育記録は直接ネットワークに入力 - 受精方法は自然・人工で分けているが、要望数によりあわせることもある - 野帳、ネットワークを目視確認	- 陸上飼育データはPC上の野帳データ入力後、ネットワークにアップ - 海上飼育データは紙の野帳/防水手帳に記載し、後にネットワークに入力 - マグロ類給餌ノート(野帳)を目視確認 給餌・死亡・投薬・給餌・点検等 - 2017シマアジ選別結果野帳を目視確認 - ネットワークを目視確認	- 陸上施設では、野帳をPCに入力し、ネットワークの飼育記録にアップ - 海上施設では、メモ・野帳に記入後、ネットワークに入力 - プリ選別結果を目視確認 - クロマグロ、ブリ、マダイの給餌記録を目視確認 - ネットワークを目視確認	- 稼働期間に白浜から職員が駐在する - 野帳に記入し、ネットワークに入力する - 現在は常駐職員不在		
		1.1.1.1.2	種苗生産者が受精卵を購入した場合は、購入元・購入年月日を追記し、購入元に上記と同様の情報について照会を求め、記録する。	受精卵を購入した場合の納品書によって、購入元、購入年月日等が照会可能である。	納品書・購入記録の確認	適合	- SCSA認証は孵化からが認証開始時点 - 近畿大学は他事業者から受精卵購入あり - クロマグロの受精卵は、奄美の西南水産の海面で受精卵が出来たら購入の場合がある - 希望数提示するが購入時まで数特定不可 - 受精卵購入(クロマグロのみ) ・発注は白浜 ・受精卵は各事業者が受領 ・請求書は白浜が受領 ・購入情報は白浜が保管	- 西南水産からのクロマグロ受精卵の受領伝票、購入記録を目視確認 ・2017/7/7 168万粒	- 受精卵購入なし	- 受精卵購入なし	- クロマグロ受精卵を西南水産から購入 2016/6/11 180万粒 受領記録あり - 受領時に受精卵のみを希釈倍数法で計数 - 計数後に収容数を飼育帳に入力	- クロマグロ受精卵を西南水産から購入 2016/6/11 180万粒 受領記録あり - 受領時に受精卵のみを希釈倍数法で計数 - 計数後に収容数を飼育帳に入力	- 受精卵購入なし	
	1.1.1.1.3	人工種苗出荷時に当該記録を生産履歴として提供が可能である。	1.1.1.1および1.1.1.2に該当する資料を適切に保管し、提供可能な管理体制を構築する。	記録の保管および提供体制に関する書面による確認	適合	- 種苗経歴証明書(稚魚の出荷のための証明書)の提示可能 - これまでは顧客から要望に応じ情報提供 - 今後SCSAとして販売時に情報提供予定 - 送り状とともに提供	- 出荷時に種苗経歴証明書の提示可能	- 戸津井から顧客への出荷は行わない - 白浜へ移動の後出荷 - 情報は全て記録され、白浜からの出荷時に情報提供可能	- 種苗出荷は白浜からの指示に基づく - 出荷データを白浜へ送り、販売伝票は白浜で作成 - 情報は全て記録され、白浜からの出荷時に情報提供可能	- 陸上・海上いずれからも種苗出荷あり - 販売時は、大島からは送り状をつけて納品 - 生産履歴は白浜から提供可能	- プリ 2017/11/2 尾鷲水産へ出荷 9,663尾(重量から出荷尾数を計算) - クロマグロ 2016/7/16 ツナドリームへ出荷 10,623尾 ・出荷時正確計測不可 ・出荷し合いあり ・内部移動用紙で出荷内容伝達 ・実際の到着数確定後、白浜から請求 - 生産履歴は白浜から提供可能	- 情報は全て記録され、白浜からの出荷時に情報提供可能		
	人工種苗証憑の保管	1.1.1.2	人工種苗であることの証明の為に、下記の方法でDNA鑑定が可能な状態で保存しておく。認証機関は、必要に応じて親魚及び種苗に関して親子鑑定を含むDNA鑑定を実施する。	1.1.2.1-1.1.2.3を満たすこと。										
		1.1.2.1	種苗生産に使用したすべての親魚の鱗等の組織小片の凍結保存(サンプル重量1g以上)を行う。組織小片の入手が困難な場合、当該種苗群より50個体以上の全魚体の凍結保存(サンプル重量1g以上)を行う。	親魚の鱗等の組織小片(サンプル重量1g以上)および当該魚群より50個体以上の全魚体の凍結保存を行っていること	サンプルが保存された明確な記録と現物の写真あるいは現地審査による存在の確認	適合	- 冷凍保存のしきみ構築した ・「親魚鱗等の組織小片および当該種苗魚群の凍結保存について」 ・各拠点のサンプルは白浜で全て管理 ・白浜移動まで各事業所で一時保管あり ・親魚遺伝子情報保管DB	- 保管データと現物を目視確認 - 確認サンプル ・2017秋すさみマダイ親魚 保管開始2017/10/21 ・2017秋すさみOR人工授精プリ	- 現在ヒレ保管なし	- 現在ヒレ保管なし	- シマアジのヒレを冷凍庫で保管中 目視確認 白浜へ移動予定	- シマアジ保管あり (2017/12/28分) 白浜へ移動予定	- ヒレ保管なし	
		1.1.2.2	保存した組織小片、または魚体の凍結保存は魚体の識別情報と厳密に紐付けて保存し記録する。	1.1.2.1に関する識別情報を記録、各サンプルに明示し、混同が起らないように保管している。	識別情報の記録と各サンプルの現物写真あるいは現地審査による存在の確認	適合	- 「親魚遺伝子情報保管DB」ラベル印刷可 - 各包装材料にラベル添付 - 白浜冷凍庫で保管 - 「親魚遺伝子情報保管DB」リスト印刷可	- 白浜の冷凍庫で保管を目視確認	- 現在ヒレ保管なし	- 現在ヒレ保管なし	- サンプルのパッケージに情報の記載あり - 白浜担当へ渡すところを目視確認 - 白浜でラベル貼り付けを行うことを聞き取り確認	- サンプルのパッケージに情報の記載あり - これから白浜へ移動させる	- ヒレ保管なし	
		1.1.2.3	組織小片または魚体は、最終産物として当該養殖魚が出荷されてから5年の保存を要する。認証機関からの要請があった場合、識別記録及び凍結サンプルを提出する。	1.1.2.1および1.1.2.2で示した各サンプルが5年保存されている事。要請に応じ、各サンプルおよび親魚に関する記録の情報が提出できる状態にある事。	記録書面による確認(これからの場合は念書)	適合	- サンプル保管開始し要請に応じ提示された - 保管情報はデータベース(親魚遺伝子情報保管DB)で確認できた	- 管理・対応	- 白浜で管理・対応	- 白浜で管理・対応	- 白浜で管理・対応	- 白浜で管理・対応	- 白浜で管理・対応	
		1.2.1	養殖業者は、人工種苗購入先から提示された生産履歴を保管し、飼育中の魚群と紐付けて開示・提供が可能な状態にする。	飼育中の魚群を育成に関する記録を保管し、種苗生産者から提示された生産履歴と紐付けて開示・提供が可能である。	記録の保管および提供体制に関する書面による確認	適合	- 種苗購入から生産履歴は全て飼育記録保管 - 飼育中の魚群はロット管理され、情報提供可能	- 記録は保管されていた - 必要に応じ提供可能であった	- 種苗生産のみ	- 種苗生産のみ	- 種苗は近大のみ - 内部移動で情報は全て確認できる - 情報はシステムデータで保管され、必要に応じ提供できることを確認した	- 種苗は近大のみ - 内部移動で情報は全て確認できる - 情報はシステムデータで保管され、必要に応じ提供できることを確認した	- 種苗生産のみ	
	1.2.2	養殖魚が認証を受けた人工種苗から育成されたものであることを証明するために必要に応じてDNA鑑定を実施する。認証機関から要請があった場合、養殖業者は導入した種苗または育成後の養殖魚の凍結サンプルを提出する。	DNA鑑定実施のために認証機関より情報の提供を求められた場合、関連する資料等を提出できる体制を構築する。	記録書面による確認	軽微な不適合 ↓ 解除	- 要求に応じDNA鑑定の情報提供を行うことを聞き取り確認 - 認証機関からの要請によりDNA鑑定のためのサンプル提供手順が文書化されていない(軽微な不適合) - 以下の理由により軽微と判断する - 認証審査期間中に修正提出予定であること → 2018/1/17「DNA鑑定のための資料の提出に関するコミットメント」が提示された(軽微な不適合解除)	- 全体に同じ	- 白浜で対応	- 白浜で対応	- 白浜で対応	- 白浜で対応	- 白浜で対応		
	2.1.1	種苗生産者の管理	2.1.1.1~2.1.1.3の項目を満たすこと											
	2.1.1.1	生産ロットごとに管理し、その管理記録をもとに識別可能にする。	生産ロットごとに識別可能な管理記録を保持している	データまたは紙面での飼育管理記録の確認	適合 観察事項あり	- 魚種ごとに採卵から成魚販売の全工程管理がなされていた - 以下の様に生産ロットを定めていた ・卵化日により1ラウンド ・親魚の系統が違えば別ラウンド ・親魚の年で別ラウンド - ロット定義は「魚種コード(改2)」で明確 - 魚体サイズにより生養の統合分割記録あり	- 飼育データは適切に記録されていた - 陸上種苗生産場は固定施設 - 施設図と水槽番号、飼育帳のデータで照合可能 - 海上育苗施設は生養の識別表示なし - 施設図と生養、飼育帳のデータで照合可能 - 海上施設は移動する可能性があり、ロットのより明確な識別表示が好ましい(観察事項) → 審査期間中に識別表示についての検討会実施を予定であることを確認した	- 飼育データは適切に入力されていた - 現場には現在該当魚種なし	- 飼育データは適切に記録・入力されていた - 陸上施設のみで、施設図と水槽番号、飼育帳のデータで照合可能	- 陸上施設は、施設図と水槽番号、飼育帳のデータで照合可能 - 2017春子マダイO-1Rのロットデータを確認 - 海上施設は生養の識別表示なし - 施設図と生養、飼育帳のデータで照合可能	- 陸上施設は、施設図と水槽番号、飼育帳のデータで照合可能 - マダイ 2/17収容のデータを確認 - 海上施設は、選別済みものは識別プレートあり(UI-1L 6-7a, UI-1S 8) - 海上施設は移動する可能性があり、ロットのより明確な識別表示が好ましい(観察事項) → 審査期間中に識別表示についての検討会実施を予定であることを確認した	- 飼育データは適切に入力されていた - 現場には現在該当魚種なし		

2.1 識別および分別	2.1.1.2	他の種苗生産者が生産した種苗と明確に識別して管理し、管理者はそれを常時把握可能にする。また、他の種苗生産者が生産した種苗と混ぜて出荷しない。	他の業者が生産した種苗と混ぜずに管理しそれを常時把握できる状態である	データまたは紙面での飼育管理記録の確認	適合	- 他の種苗生産者の種苗は飼育しない - 種苗生産者ごとに飼育管理 - 出荷時も種苗生産者ごとに実施 - 給餌帳(中間育成記録データ) - 認証範囲魚種(マダイ・シマアジ・ブリ類・クロマクロ)の飼育データを目視確認 - 全て近大種苗であった	- 他の種苗生産者の種苗は飼育しない	- 他の種苗生産者の種苗は飼育しない	- 他の種苗生産者の種苗は飼育しない	- 他の種苗生産者の種苗は飼育しない	- 他の種苗生産者の種苗は飼育しない	- 他の種苗生産者の種苗は飼育しない
	2.1.1.3	出荷・販売伝票と記録で、種苗生産者名、種苗生産者認証番号、出荷日、種苗魚種、出荷重量または出荷尾数を明確にする。	人工種苗生産者名、人工種苗生産者認証番号、出荷日、種苗魚種、出荷重量または出荷尾数が明記された帳票が存在する	データあるいは紙面での飼育管理記録、経歴証明書、販売伝票などの確認	適合	- 種苗生産者ごとに飼育管理 - 出荷時も種苗生産者ごとに実施 - 給餌帳(中間育成記録データ) - 認証範囲魚種(マダイ・シマアジ・ブリ類・クロマクロ)の納品書・請求書記録を目視確認 - 集荷データ、納品書・請求書は、白浜で集中管理	- 飼育データ、経歴証明書、販売伝票 - 適切な記録と保管を確認した	- 飼育データは適切に記録されていた	- 飼育データ、成魚出荷データ、出荷記録、野帳に情報あり - 販売伝票、経歴証明書は白浜から発行	- 飼育データ、成魚出荷データ、出荷記録、野帳に情報あり - 販売伝票、経歴証明書は白浜から発行	- 飼育データ、成魚出荷データ、出荷記録、野帳に情報あり - 販売伝票、経歴証明書は白浜から発行	- 飼育データ、成魚出荷データ、出荷記録、野帳に情報あり - 販売伝票、経歴証明書は白浜から発行
	2.1.2	養殖業者の管理	2.1.2.1～2.1.2.3の項目を満たすこと									
	2.1.2.1	養殖時に生産ロットごとに飼育尾数を管理し、その管理記録をもとに他の種苗が混入していないことの証明が可能である。	生産ロットごとに識別可能な管理記録を保持し、他の種苗が混入していないことが証明できる	データまたは紙面での飼育管理記録の確認	適合	- 種苗生産者ごとに飼育管理 - 給餌帳(飼育データ) - 混入は同じ種苗のみ 記録あり - 入り出しの整合性を目視確認	- 生産ロット、飼育尾数を飼育データで適切に記録されていた - 他の種苗混入なし	- 種苗生産のみ	- 種苗生産のみ	- 生産ロット、飼育尾数を飼育データで適切に記録されていた - 他の種苗混入なし	- 生産ロット、飼育尾数を飼育データで適切に記録されていた - 他の種苗混入なし	- 種苗生産のみ
	2.1.2.2	出荷時に他の生産ロットと明確に区別して管理し、管理者はそれを常時把握可能にする。	出荷時にほかの種苗と明確に区別して管理していることを把握できる状態である。	データまたは紙面での飼育管理記録の確認	適合 観察事項あり	- 飼育データは適切に記録されていた - 海上生質の識別表示が通常なし - 施設図と現場で照合は可能	- 飼育データは適切に記録されていた - 海上生質の識別表示が通常なし - 施設図と現場で照合は可能	- 海上施設は移動する可能性があり、ロットのより明確な識別表示が好ましい(観察事項) → 審査期間中に識別表示についての検討会実施を予定であることを確認した	- 飼育データは適切に記録されていた - 海上生質の識別表示が通常なし - 施設図と現場で照合は可能	- 海上施設は移動する可能性があり、ロットのより明確な識別表示が好ましい(観察事項) → 審査期間中に識別表示についての検討会実施を予定であることを確認した	- 飼育データは適切に記録されていた - 海上養殖生質の識別表示が通常なし - 施設図と現場で照合は可能	- 飼育データは適切に記録されていた - 海上養殖生質の識別表示が通常なし - 施設図と現場で照合は可能
2.1.2.3	出荷・販売伝票と記録で、人工種苗生産者名、人工種苗生産者認証番号、出荷・販売者名、出荷日、魚種、出荷重量または出荷尾数を明確にする。	出荷・販売伝票、販売記録等で人工種苗生産者名、人工種苗生産者認証番号、出荷・販売業者名、出荷日、魚種、出荷重量または出荷尾数が明記された帳票が存在する。	出荷・販売伝票と飼育管理記録の確認	適合	- 出荷・販売伝票に以下の記載(予定)を確認 人工種苗生産者名 人工種苗生産者認証番号 出荷・販売業者名 出荷日 魚種 出荷重量または出荷尾数	- 出荷・販売伝票データを確認 - 認証番号以外の情報記述を確認した - 認証番号記載予定も確認した	- 種苗生産のみ	- 種苗生産のみ	- クロマクロの成魚出荷データを目視確認 - 野帳(2017年度 マクロ出荷記録帳)に記入 - 生質名でネットワークに紐付け可能	- プリの成魚出荷データを目視確認 - 飼育データに適切に記載されていた - 出荷情報を白浜へ送り、販売伝票は白浜で発行	- 種苗生産のみ	
付記	同一の種苗生産者から生産された種苗であれば、ロットが違う群の混入を認め、新規のロットとして管理を行うことができる。ただし、管理記録等で同一の種苗生産者が生産した認証種苗であることを証明できなければならない。	ほかのロットの混入を行う場合、同一種苗業者由来の種苗であることを記録していること。	データまたは紙面での飼育管理記録の確認	適合	【全体】 - 種苗生産者ごとに飼育管理 - 給餌帳(飼育データ) - 混入は同じ種苗のみ 記録あり - 備考欄に記入 - 入り出しの整合性の確認を行った - ロットの異なる近大種苗の統合あり - 給餌帳ですべて記録あり	- 近大種苗のみ - 飼育データは適切に記録されていた	- 種苗生産のみ	- 種苗生産のみ	- 近大種苗のみ - 飼育データは適切に記録されていた	- 近大種苗のみ - 飼育データは適切に記録されていた	- 近大種苗のみ - 飼育データは適切に記録されていた	
2.2 トレーサビリ	2.2.1	種苗生産者	2.2.1.1～2.2.1.5の項目を満たすこと									
	2.2.1.1	稚魚(卵からふ化した状態)入手後の生産履歴および暫定尾数等を時系列にそって正確に記録する。	稚魚の育成、移動履歴、暫定尾数や増減尾数などが時系列にそって記録されている	データまたは紙面での飼育管理記録の確認	適合	- 稚魚の育成、移動履歴、暫定尾数や増減尾数などは時系列に飼育記録(ネットワーク)に記載あり - 数量算出方法 ・受精卵：稀釈倍数法 (パンライトへ卵を移しエレーション、1ccの卵の数 7-8回カウント) ・沖出し： ブリ属 重量から尾数算出 又は全数カウント 又は計数機カウント マダイ ギルカウント シマアジ ギルカウント クロマクロ 全数カウント(概数) ・種苗出荷： ブリ無選別(小)重量から尾数算出 選別(9cm以上)全数カウント マダイ 計数機カウント シマアジ 計数機カウント クロマクロ 全数カウント カンパチ 全数カウント	- 決められた方法で尾数カウント、記録を目視確認 - 飼育データは適切に記録されていた	- 決められた方法で尾数カウント、記録を目視確認 - 飼育データは適切に記録されていた	- 決められた方法で尾数カウント、記録を目視確認 - 飼育データは適切に記録されていた	- クロマクロ、シマアジ、ブリの飼育記録を確認した - 減耗数は野帳、飼育記録に記載されていた	- 決められた方法で尾数カウント、記録を目視確認 - 飼育データは適切に記録されていた	- 決められた方法で尾数カウント、記録を目視確認 - 飼育データは適切に記録されていた
	2.2.1.2	稚魚の飼育は生質・水槽ごとに明確に区別して行い、ふ化から種苗出荷までの確実な履歴を保管し、生産履歴が追跡可能な状態にする。	孵化から種苗出荷までの生産履歴が追跡可能な帳簿を保管している。	データまたは紙面での飼育管理記録の確認	適合	- 孵化から種苗出荷まではロットごとに記録 - 水槽・生質ごとにロットを細分化 - 出荷時に複数の生質分を合わせることはあり - あわせる場合は新たなロット名とする C1/S1(数の多いほうが先) - 生産履歴は追跡可能であった - 出荷時はロットで明確である	- 履歴情報をネットワークで目視確認 - 生産履歴は追跡可能であった	- 種苗受領後の海上種苗生産の飼育記録を目視確認は記録されていた - データは白浜へ送り管理される - 出荷は白浜へ移動の後行われる - 履歴情報を白浜でネットワークで目視確認	- 履歴情報をネットワークで目視確認 - 生産履歴は追跡可能であった	- 履歴情報をネットワークで目視確認 - 生産履歴は追跡可能であった	- 履歴情報をネットワークで目視確認 - 生産履歴は追跡可能であった	- 履歴情報をネットワークで目視確認 - 生産履歴は追跡可能であった
2.2.1.3	出荷重量または出荷尾数を明確に示すことができ、分別管理がなされていた証明として生産履歴の確認が可能な状態にする。	出荷尾数、あるいは出荷重量が明確にされ、分別管理がなされた証明となる書類を提示できる	データまたは紙面などによる飼育管理記録と経歴証明書等出荷に関連する記録の確認	適合	- 出荷数は納品書・内部移動用紙・外部移動用紙に明記 - 養殖履歴、魚屋にも記録	- 各魚種の飼育監視記録、経歴証明書を目視確認	- 戸津井の入力された飼育記録を目視確認 - 戸津井の情報がネットワークに入力されていることを白浜で目視確認	- 飼育記録はネットワーク入力あり - 出荷記録はシステムの移動記録で確認可能 - 2017/11/5 兵殖出荷分の「外部移動用紙(稚魚)」を目視確認	- 飼育記録はネットワーク入力あり - クロマクロ、シマアジ、ブリの飼育記録を確認した - クロマクロの荷記録を目視確認	- 飼育記録はネットワーク入力あり - マダイ、クロマクロ、シマアジ、ブリの飼育記録を目視確認 - シマアジの移動記録を目視確認	- 飼育記録はネットワーク入力あり - マダイの飼育記録を白浜で目視確認	

テと数量管理																
2.2.1.4	計数後から出荷までの期間の生産履歴・増減尾数等を正確に記録する。	計数終了時から出荷までの間の死亡魚数や追加収容数などの増減尾数及び生産履歴に関する事項を正確に記録する。	データまたは紙面などによる飼育管理記録等で死亡魚数、追加収容尾数の記録の確認	適合	- 飼育記録（ネットワーク）で飼育数、死亡数等記録 - 減耗の可能性 死亡、センサーカウントずれ - 増加の可能性 センサーカウントずれ - 尾数カウンターと目視チェックで差異が大きい場合は再計数している	- 飼育記録（ネットワーク）で数量記録を目視確認 ・トレースバックしたマダイ・シマアジ・ブリ属・クロマダロ	- 戸津井入力の情報に数量記録ありを目視確認	- 以下のネットワーク記録を目視確認 ・2017/11/2 出荷尾数確定 ・No. 8-11水槽から各20,000尾出荷 ・2017/11/5 兵活出荷分80,000尾	- クロマダロ、シマアジ、ブリの飼育記録で数量記録を目視確認	- 減耗数は野帳、飼育記録に記載あり - マダイ、クロマダロ、シマアジ、ブリの飼育記録を目視確認	- 飼育記録（ネットワーク）で数量記録を白浜で目視確認					
2.2.1.5	記録を修正する場合、修正日と修正者、変更点を明確に記録し、修正手順を文書化する。	記録の修正に関する手順が文書化されている	記録修正に関する手順を示した書類（記録修正手順書など）の確認	適合	- 「給餌帳等の修正手順について」 - これに従い今後運用する	- これまでは、内部確認で修正が必要な場合は実施 - 「給餌帳等の修正手順について」 - これに従い今後運用する	- これまでは、内部確認で修正が必要な場合は実施 - 「給餌帳等の修正手順について」 - これに従い今後運用する	- これまでは、内部確認で修正が必要な場合は実施 - 「給餌帳等の修正手順について」 - これに従い今後運用する	- これまでは、内部確認で修正が必要な場合は実施（修正時色付け、コメント挿入、メールでの共有を実施） - 「給餌帳等の修正手順について」 - これに従い今後運用する	- これまでは、内部確認で修正が必要な場合は実施 - 「給餌帳等の修正手順について」 - これに従い今後運用する	- これまでは、内部確認で修正が必要な場合は実施 - 「給餌帳等の修正手順について」 - これに従い今後運用する					
2.2.1	養殖業者	2.2.2.1～2.2.2.3の項目を満たすこと														
2.2.2.1	認証種苗から生産された養殖魚の生産履歴は認証種苗受領から出荷まで生質・水槽ごとに明確に分けて時系列によって性格に記録し、人工種苗受領時まで遡って追跡可能な状態にする。	出荷から人工種苗受領までの正確な経歴などを遡って追跡できる記録を保管している	データまたは紙面での飼育管理記録の確認	適合	- 種苗から成魚までの飼育記録（ネットワーク）あり - 魚種ごと、生質ごとに時系列の記録あり	- 各拠点とのつながりも含め、飼育記録データを目視確認	- 種苗生産のみ	- 種苗生産のみ	- 各拠点とのつながりも含め、飼育記録データを目視確認	- 各拠点とのつながりも含め、飼育記録データを目視確認	- 種苗生産のみ					
2.2.2.2	認証種苗受領後または計数後から出荷終了までの期間の生産履歴・増減尾数等を正確に記録する。	種苗受領後（種苗生産者が示した尾数）または計数後から出荷終了までの期間の増減尾数及び生産履歴に関する事項を正確に記録している。	データまたは紙面などによる飼育管理記録等で死亡魚数、追加収容尾数の記録の確認	適合	- 種苗から成魚までの飼育記録に数量情報あり - 魚種ごとに時系列の記録あり - 納品書に数量記載あり	- 飼育記録を目視確認 - 減耗数も記載あり	- 種苗生産のみ	- 種苗生産のみ	- 飼育記録を目視確認 - 減耗数も記載あり	- 飼育記録を目視確認 - 減耗数も記載あり	- 飼育記録を目視確認 - 減耗数も記載あり					
2.2.2.3	認証人工種苗受領後の飼育履歴、移動履歴を正しく記録し、種苗生産者が提示した出荷尾数より記録尾数が増加していないことを明らかにする。誤差は実数では5%、重量や一部計数からの推定値は10%増の範囲内に収まるようにする。	飼育魚の経歴を正確に記録し、過去に出荷した魚の最終出荷量が誤差の範囲内で一致している	過去の飼育管理記録と誤差数値の確認	適合	- 種苗は希釈倍数法などでカウント - 近大種苗のみを扱い - 出荷数=受入数と考えるため誤差なし	- 近大種苗のみを扱い - 出荷数=受入数と考えるため誤差なし	- 種苗生産のみ	- 種苗生産のみ	- 近大種苗のみを扱い - 出荷数=受入数と考えるため誤差なし	- 近大種苗のみを扱い - 出荷数=受入数と考えるため誤差なし	- 種苗生産のみ					
2.2.2.4	記録を修正する場合、修正日と修正者、変更点を明確に記録し、修正手順を文書化する。	記録の修正に関する手順が文書化されている	記録修正に関する手順を示した書類（記録修正手順書など）の確認	適合	- 「給餌帳等の修正手順について」 - これに従い今後運用する	- これまでは、内部確認で修正が必要な場合は実施 - 「給餌帳等の修正手順について」 - これに従い今後運用する	- これまでは、内部確認で修正が必要な場合は実施 - 「給餌帳等の修正手順について」 - これに従い今後運用する	- これまでは、内部確認で修正が必要な場合は実施 - 「給餌帳等の修正手順について」 - これに従い今後運用する	- これまでは、内部確認で修正が必要な場合は実施（修正時色付け、コメント挿入、メールでの共有を実施） - 「給餌帳等の修正手順について」 - これに従い今後運用する	- これまでは、内部確認で修正が必要な場合は実施 - 「給餌帳等の修正手順について」 - これに従い今後運用する	- これまでは、内部確認で修正が必要な場合は実施 - 「給餌帳等の修正手順について」 - これに従い今後運用する					
2.3.1	種苗生産者	2.3.1.1～2.3.1.7の項目を満たすこと														
2.3.1.1	農林水産省作成「水産用医薬品の使用について」を参照し、医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律に基づいて適切に使用する。	最新の「水産用医薬品の使用について」を参照し、法律に基づいて水産用医薬品を使用している	水産用医薬品の使用記録の確認	適合	- 近大として医薬品使用は極力行わない方針 - 医薬品情報は水産試験場、医薬品仕入手先、農水省情報、論文、近大内部から入手 - 事前に近大内で確認の後薬品使用可能 - 以下の手順で適切に投与 ・病状から薬を判断 ・薬剤感受性確認 ・「第30版水産用医薬品の使用について」を確認（毎年最新版を使用） - 薬品は種苗生産・養殖共通使用	- 飼育記録（ネットワーク）で投薬記録を目視確認（白浜にて） - 聞き取りで近大の方針、手順の正しい理解を確認	- 飼育記録（ネットワーク）で投薬記録を目視確認（白浜にて） - 聞き取りで近大の方針、手順の正しい理解を確認	- 飼育記録（ネットワーク）で投薬記録を目視確認（白浜にて） - 聞き取りで近大の方針、手順の正しい理解を確認	- 飼育記録（ネットワーク）で投薬記録を目視確認（白浜にて） - 聞き取りで近大の方針、手順の正しい理解を確認	- 飼育記録（ネットワーク）で投薬記録を目視確認（白浜にて） - 聞き取りで近大の方針、手順の正しい理解を確認	- 飼育記録（ネットワーク）で投薬記録を目視確認（白浜にて） - 聞き取りで近大の方針、手順の正しい理解を確認	- 飼育記録（ネットワーク）で投薬記録を目視確認（白浜にて） - 聞き取りで近大の方針、手順の正しい理解を確認				
2.3.1.2	医薬品の購入記録と共に、購入伝票、添付の場合品質検査成績書等を5年間保管する。	水産用医薬品購入に関する記録と購入伝票が保管されている	購入記録・購入伝票の確認。（添付がある場合、品質検査成績書の確認）		- 医薬品は各事業所から発注 - 緊急・少量の場合は事業所間での移動あり - 受領後確認の上、伝票は白浜へ - 使用したら野帳記載、データ入力を実施 - 購買は法的に認められているもののみ	- マリンサワー（過酸化水素）の購入書類を目視確認 ・H29.9.20発注、9.22納品 ・株式会社アスカからの9.22の納品書	- 戸津井で使用する薬品は白浜から持参するため、購入記録は白浜で保管	- マダイ、ブリ属に使用する薬品の購入なし	- 成魚用医薬品の購入の記録 ・クロマダロ 魚病検査報告書 2017/8/21 ・ブリ 水産用ワクチン使用指導書 2017/7/10 ・すえし動物病院 処方箋 2015/4/25 販売者 株式会社アスカ 2015/4/25 ・クロマダロ イリド不活化ワクチン ビゲン 動物用医薬品処方箋 2015使用分	- 医薬品購入の記録 ・2017/7/19 エリスロマイシン（和広薬品） ・2017/10/10 マリンサワー（アスカ） ・2018/1/17 タイメトンソーダ（和広薬品）	- 購入は白浜で行う					
2.3.1.3	医薬品は添付書類等の指示に従い、汚染、劣化や衛生動物による被害を防止するよう適切に管理する。	水産用医薬品が汚染や劣化を防ぐために適切な方法で保管されている。	保管場所、保管方法を写真または現地審査での確認	適合	- 養殖認証資料「衛生動物対策に関する指針」 - 医薬品はかぎ付き保管庫にて保管 - 月次で棚卸しを実施	- 医薬品はかぎ付き保管庫にて保管していた - 適切に保管されていた - 毎月棚卸しを実施	- 防鼠対策として、隙間をコンクリートで埋めた - 効果があったことを聞き取りで確認した - 毎月棚卸しを実施	- 医薬品の施設可能な冷蔵庫での保管を目視確認 - 庫内は適切に識別分別管理されていた - 防虫防鼠対策がなされていた - 毎月棚卸しを実施	- 医薬品は河原氏が全て管理 - 医薬品の施設可能な冷蔵庫での保管を目視確認 - 庫内は適切に識別分別管理されていた - 毎月棚卸しを実施	- 医薬品の施設可能な冷蔵庫での保管を目視確認 - 庫内は適切に識別分別管理されていた - 毎月棚卸しを実施	- 医薬品の施設可能な冷蔵庫での保管を目視確認 - 庫内は適切に識別分別管理されていた - 毎月棚卸しを実施					
2.3.1.4	医薬品は、使用基準に従って適切に使用し、使用年月日、使用生質、使用量等を記録し、5年間保管する。	使用年月日、使用生質、使用量を使用ごとに記録している	水産用医薬品の使用記録の確認	適合	使用した場合は野帳に記録、ネットワーク入力 - 月末に使用量と在庫量を確認 - 記録のつけ合わせを行う - 外での作業なので若干飛散はあるが、必要以上の投与になるレベルではない - 飛散防止対策として以下を実施した ・囲いの設置 ・計量器の精密さを高めた	- 経歴証明書 ・マダイ タイメトンソーダ 2017/3/29-4/4 ・マダイ マリンサワー 2017/5/1 - 記録は5年以上保管する体制である	- 近年使用なし	- 給餌帳（ネットワーク）に薬品使用記録あり ・ブリ、チアンフェニコール2015/12/20-12/24 - 記録は5年保管される	- 給餌帳（ネットワーク）に薬品使用記録あり ・クロマダロ ベネサール 2017/9/28-30 ・シマアジ マリンサワー 2017/5/20-23 ・シマアジ OTC 2017/5/30-6/3 - 記録は5年保管される	- 給餌帳（ネットワーク）に薬品使用記録あり ・クロマダロ 7/20-7/24 OTC ・シマアジ マリンサワー 2017/4/27、9/11、9/26、2018/1/17 - 記録は5年保管される	- 近年使用なし - 給餌帳に薬品使用記録する - 記録は5年保管される					
2.3.1.5	水産用ワクチンの使用に際しては、水産試験場等の指導により交付された水産用ワクチン使用指導書を販売店に提示した上で必要量を購入し、購入記録と共に、購入伝票、添付の場合品質検査成績書や水産用ワクチン使用指導書を5年間保管する。	ワクチン使用指導書、購入記録、購入伝票が保管されている	ワクチン使用指導書、購入記録、購入伝票の確認。（添付がある場合は品質検査成績書の確認）	適合	- 以下が保管されていた ・水産用ワクチン使用指導書 ・納品書（和広薬品 2017/7/24）（添付なし）	- ワクチン使用なし	- ワクチン使用なし	- ワクチン使用なし	- 給餌帳（ネットワーク）にワクチン使用記録あり ・ブリ マリナー4 2017/6/12 ・ブリヒラ マリナー4 7/13	- ワクチン使用なし	- ワクチン使用なし					
2.3.1.6	使用期限の切れた医薬品は適切に廃棄し、廃棄記録を5年間保管する。	使用期限の切れた薬品を使用せず、適切に廃棄し記録する	写真及び現地審査での使用期限の確認、廃棄記録、廃棄時の引き取り伝票の確認	適合 観察事項あり	- 期限切れの薬品は分別し、産業廃棄物扱いとして封印 - 在庫管理、在庫管理外のいずれもあり（量により対応の違いあり） - 医薬品により異なる運用もあり得るが、使用期限切れ薬品の在庫扱い手順は明確にし明文化する事が好ましい（観察事項） → 今後は在庫からはすこと徹底すること	- 期限切れの薬品は分別し、産業廃棄物扱いとして封印 - 在庫管理、在庫管理外のいずれもあり（量により対応の違いあり） - 医薬品はなかった - 廃棄の場合は白浜へ移動させて処理する	- 使用期限の切れた医薬品は、冷蔵庫内でそれと明確にわかるよう分別していた	- 有効期限切れ薬品は、使用不可として明確に表示して管理 - 白浜でまとめて処理する予定	- 有効期限切れ薬品は、使用不可として使用 - 医薬品とは別の場所に管理 - 処理は今早工場（株）に依頼 - 近年廃棄物処理は発生なし	- 有効期限の切れた薬品は、白浜に移動させて処理する - これまでそのような状況の発生なし						

2対象人工種苗飼育管理

2.4	2.4.1	飼育魚の逃亡や網外から天然魚の進入などを防止するための適切な対策を講じ、同ロットで管理された魚の不明魚率が20%以下となるようにする。不明魚率20%以上が3回連続した場合は認証をしない。但し台風等の大規模災害の影響があった場合は除外する。	飼育施設からの逃亡、進入防止に関する対策がなされており、不明魚率が20%以上を超えていない。	写真および現地審査での逃亡防止策の確認 過去の飼育管理記録等による不明魚率の確認	適合	- マダイ 15MA-S2-15030304 2015/6/22 10,000尾→2017/8/31 - 560 不明魚率-5.6% - シマアジ 14SA-U1*131224 H26/3.20 12,000尾→987尾-8.2%減 - プリ 15BU-S2*150421 2015/6/22 2,522尾→2017/11/9 -67尾 -2.7% - クロマグロ 2013/8 1,000尾→2018/1 -250尾 -25% - マグロ減の理由と対策 ・死魚の取り逃し→死亡回収の頻度増加、死亡回収時に正確に尾数カウント ・ジャンプアウト→アバ式をやめ、ボアサークルに統一（垣網設置可能） ・パンチアウト（網を突き破る）→定期的な網点検と穴があったら出たとカウント、配合飼料化により外の魚を追わないようにする	- 全体に同じ	- 全体に同じ	- 全体に同じ	- 全体に同じ	- 全体に同じ	- 全体に同じ
	2.5.1	飼育魚は魚種ごとに適切な条件下で飼育する。	飼育状況を記録し、魚を健全な状態に保ち飼育している。	魚が健全な状態にあることを示すもの（魚病発生頻度に関する書類など）	適合	- 適切な環境保持 ・水産試験場からの情報の共有 ・現場での異常発見→有毒性確認 →指導方法の決定 - 投薬時期の配慮 ・弱った魚を除去により水平感染を防ぐ ・病気感染の防御 ・適正な密度、水温を確保 - 疾病についての情報を共有・教育 - 網扱い配慮による酸欠防止	- 全体に同じ	- 全体に同じ	- 全体に同じ	- 全体に同じ	- 全体に同じ	- 全体に同じ
	2.5.2	飼育に関わる全ての作業者は飼育魚の健康と福祉の維持における役割や責任を認識し、飼育魚の健康と福祉に関する情報収集を積極的にを行い、飼育に反映させる。	魚類福祉に関する勉強会の開催、積極的な情報収集を実施している。	勉強会開催等の記録の確認	適合	勉強会 H29.12.29実施記録 ・魚にストレスを掛けない ・病気への対処 ・過密度への配慮	- 全体に同じ	- 全体に同じ	- 全体に同じ	- 全体に同じ	- 全体に同じ	- 全体に同じ
3. 環境 配慮	3.1.1	種苗生産施設および養殖施設の設置場所は法的に認められ、魚類飼育に適切と考えられる場所である	施設の設置場所が法的に認められていること（建築基準法・自然公園法等） 施設の概要と周辺を含めた位置図	施設の概要と周辺を含めた位置図 新設の場合建築基準法・自然公園法等の法令に違反していないことを示す書類保有と現地審査による存在の確認	適合	- 漁場環境については、近畿大学・アーマリン近大として確認し、決定の上区漁業権を得ている。 - 近隣に工場等なし - 良好な環境	- 区画漁業免許を確認 - 新規建設予定の施設建築確認承認済み	- 漁業権行使契約書 紀州日高漁協	- 近大 登記事項要約書を確認	- 全部事項証明書で施設の登記を確認 - 漁業権行使契約書 和歌山東漁協	- 全部事項証明書で施設の登記を確認 - 漁業権行使契約書 和歌山東漁協	- 「承諾書」三重外湾漁協 水面占用へ承諾書
	3.2.1	種苗生産施設および養殖施設は、その周辺海域の環境保全に留意し、国内法（日本国・持続可能な養殖生産確保法）・告示あるいは国際法規に基づき環境保全対策が計画・実施されている。	3.2.1.1および3.2.1.2の項目を満たすこと		適合	- 全地点の地域図、配置図、生簀図を保持 - 必要な情報を把握	- 生簀図と現場で確認	- 生簀図と現場で確認	- 陸上施設のみ	- 生簀図と現場で確認	- 生簀図と現場で確認	- 生簀図と現場で確認
	3.2.1.1	種苗生産施設では、排水の水質検査を定期的（年4回以上）に行い、水温、DO、窒素、リン、有機物（COD）などを測定し記録する。	排水の水温、DO、窒素、リン、有機物（COD）などの測定値（年4回以上）	記録資料の保有と現地審査による存在の確認	適合	- 全事業所の情報は白浜で確認 - 排水を採取しバックテストキットを使用し計測した - 今後は年4回計測する	- 2017/12/29のデータを目視確認	- 陸上施設なし	- 排水チェック実施記録 2017/12/29	- 排水チェック実施記録 2018/1/4	- 排水チェック実施記録 2018/1/3	- 陸上施設なし
	3.2.1.2	養殖施設においては飼育尾数、給餌量および漁場環境（水温、DO、透明度、底質のAVS・COD、赤潮、有毒プランクトンの発生）など定期的なモニタリングと記録を行う（漁協や都道府県で調査されている場合はそのデータ）*水質検査などは測定方法や用いた機材についても記録すること	飼育尾数、給餌量の記録 自社あるいは行政・漁協による水温、DO、透明度、底質のAVS・COD、赤潮・有毒プランクトン情報などの測定値と記録 漁場改善計画が設定されている場合はその関連書類	記録資料の保有と現地審査による存在の確認	適合 観察事項あり	- 大島事業所以外年に4回の採泥調査実施 須賀利・戸津井は2017年12月より実施 - 全事業所の情報は白浜で確認している - 日々の水温、透明度、酸素量、赤潮、台風等の記録も実施 - 調査は今後も継続的に実施予定	- 古賀浦、大蛇等、センター前、川久前でのデータは、2013年からのデータを確認した - 調査は今後も継続的に実施予定 - 古賀浦は出荷選別で一時的に使用する - 養殖に適した数値をやや超えているが、実施内容から考えれば許容範囲 - 数値推移は要観察（観察事項）	- 2017/12/29採泥調査を実施。 - 数値は問題なし - 調査は今後も継続的に実施予定	- 種苗生産のみ	- 水産試験場 2017データを確認した - 数値は問題なし - 調査は今後も継続的に実施予定	- 2015年からのデータを確認した - 最新は2017/12/15 - 調査は今後も継続的に実施予定 - 水の浦は養殖に適した数値をやや超える時期がある - COD数値がやや超えている - 他の施設との種苗生産量の割り振り検討中であることを確認 - 数値推移は要観察（観察事項）	- 2017/12/29採泥調査の実施 - 調査は今後も継続的に実施予定
	3.2.2	水産用医薬品や魚網防汚剤の使用は2.飼育管理 2.3項（水産用医薬品の使用）の規定により、法令や告示に基づいて行い記録する。また使用にあたり周辺環境への影響を最小限にする。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）に基づき適切に使用されている	使用記録票・使用指導書の保有と現地審査による存在の確認	適合	- 医薬品使用はネットワークに全て記録あり - 網洗いはほとんど外部委託 - 環境に配慮して成分を選択している - 一部内部で行い、防汚染材保管 - 全地点の情報は白浜で管理	- 全体に同じ	- 全体に同じ	- 全体に同じ	- 全体に同じ	- 全体に同じ	- 全体に同じ
3.2.3	養殖用資材・死亡魚等は法令・告示・ガイドラインに則り適切に処理し、管理表を保管する。	資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）や環境省：漁業系廃棄物の処理についてのガイドラインに則り適切に処理されている。	死魚の処理や廃棄物処理業者との取引伝票や産業廃棄物管理票（マニフェスト）などの保有と現地審査による存在の確認	適合	- 死亡魚は法令・漁協からの指示により、各事業所で処理方法を決定し実行 - 死亡魚の処理は事業者により以下の通り ・白浜 志場商店回収 ・大島 和歌山東漁協回収 ・戸津井 冷凍庫→白浜 ・浦上 岸化学回収 ・須賀利 尾鷲環境開発 ・奄美 冷凍保管→グリーンセンター回収 ・山野 コンテナで保管→白浜	- 志場商店による引取り - 引取り伝票 H29.12.20/H29.12.27 - マニフェストは不要 (肥料に使用する再生利用のため)	- 死亡魚は冷凍庫で保管し、白浜へ移動 - 冷凍庫を目視で確認	- 死亡魚はこれまでは冷凍の後焼却処分 - 今後は白浜に移動し処理 - 場内美化のため、不要資材を整理する予定で、白浜で使用している志場商店に引き取り依頼予定	- 死亡魚は専用の箱に入れ、漁協回収場所に持ち込む - 専用の箱を目視確認	- 死亡魚は専用の箱に入れ、陸上で岸化学が引き取りするタンクに入れる - 専用の箱・タンクを目視確認	- 死亡魚はコンテナ→尾鷲環境開発が回収	

5. 食 品 安 全	5.1施設と水環 境	5.1.1	種苗生産・養殖において、人体に悪影響を及ぼす水環境で養殖をしてはならない。	人体に悪影響を及ぼす水質でないこと	定期的な水質調査で確認。 検査項目は3環境配慮 3.2.1項に準ずる。	適合	- 全ての情報は白浜で集約管理 - 浄化槽保守点検記録は2ヶ月ごと - 浄化槽法定検査結果書は年1回 - 奄美 浄化槽法定検査結果書 H28.5.12 - 鹿児島は次回審査は3年後と記載あり - 戸津井・須賀利、山野は陸上施設がないため浄化槽検査なし - 和歌山は県からの水質情報で確認 - 鹿児島は、漁協からの水質調査結果で確認(県から漁協への指示)	- 浄化槽保守点検記録表 H29.12.22 - 浄化槽法定検査結果書 H29.10.6 - 和歌山県からの水質情報 - 水産試験場からも情報入手	- 海上施設のための、浄化槽検査なし - 白浜事業場、和歌山県、水産試験場から情報入手	- 浄化槽法定検査結果書 H29.12.12	- 水産試験場からの海水情報 - 浄化槽保守点検記録表 H29.12.9 - 浄化槽法定検査結果書	- 浄化槽法定検査結果書 H29.12.4	- 海上施設のための、浄化槽検査なし - 白浜事業場、和歌山県、水産試験場から情報入手
		5.1.2	種苗生産施設・養殖施設や設備は、廃棄物や動物・人間の排泄物による養殖水の汚染を最低限にすることを目的とした管理がなされている。	養殖水の汚染源の管理がされている	産業廃棄物管理表(マニフェスト)、浄化槽保守点検記録票で確認	適合	- 全ての情報は白浜で集約し管理している - 法律に基づき適切な管理を実施	- 浄化槽法定検査結果書 H29.10.6 - 適切な水環境であることを聞き取りで確認	- 海上施設のための、浄化槽検査なし - 適切な水環境であることを聞き取りで確認	- 浄化槽法定検査結果書 H29.12.12	- 浄化槽保守点検記録表 H29.12.9 - 適切な水環境であることを聞き取りで確認	- 浄化槽法定検査結果書 H29.12.4 - 適切な水環境であることを聞き取りで確認	- 海上施設のための、浄化槽検査なし - 適切な水環境であることを聞き取りで確認
		5.1.3	種苗生産施設、養殖施設や作業場所は衛生動物による汚染を最小限にする対策を講じている。	衛生害獣、害虫からの汚染を最小限にする対策を講じている	衛生害獣・害虫対策の実施状況を写真あるいは現地審査で確認	適合	- 養殖認証資料「衛生動物対策に関する指針」	- 現場視察により適切な清掃状態を確認 - エサ倉庫の防鼠対策を目視確認	- 現場視察により適切な清掃状態を確認 - 施設の間を塞いで防鼠対策を行った	- 事業所、ブランクトン生成施設、種苗育成施設は適切な衛生状況が保たれていた - 防虫防鼠対策を目視確認	- 飼料の適切な保管を目視確認 - ネズミ発生はなし - 複数の職員へ聞き取りを行い確認した	- 飼料の適切な保管を目視確認 - ネズミ被害はなし	- 衛生動物による汚染の報告なし - 飼料置き場の適切な管理を目視確認
		5.1.4	従業員に施設、製品に関連する衛生管理の教育訓練を定期的に行い、記録する。	従業員に施設・製品の衛生管理に関する教育訓練を定期的に行っている	従業員への教育訓練の記録の確認	条件付合格	- 認証制度の要求事項の要約で、教育訓練の必要性を明記 - 種苗認証制度説明会 2017/12/29 - 認証に関する事項全体をカバー - サイトメンバーである山野氏には、別途認証制度についての説明を行い、山野氏から監約書を受領。H29/12/22 SCSA認証について、準備したマネジメントに従うことを明記。 - 衛生管理の教育訓練 山野氏へ未実施であった (条件付合格) → 以下の理由により条件付合格と判断する ・ 認証制度の説明実施 ・ 監約書を受領 ・ 白浜職員が2月に訪問し、再度情報共有と教育訓練を行う予定であること	- 種苗認証制度説明会 2017/12/29 - 認証に関する事項全体について実施されていた	- 種苗認証制度説明会 2017/12/29 - 認証に関する事項全体について実施されていた	- 種苗認証制度説明会 2017/12/22 - 認証に関する事項全体について実施されていた	- 種苗認証制度説明会 2017/12/21 - 認証に関する事項全体について実施されていた	- 種苗認証制度説明会 2017/12/21 - 認証に関する事項全体について実施されていた	- 常駐職員なし(白浜事業場の職員に2017/12/29実施)
5.2製品の取 扱	5.2.1	出荷対象魚の水揚げ、輸送などに関して、物理的損傷又は魚体に対するストレスを最低限にするために、適切な管理と手法を行う。	製品の損傷を最小限にするための最適な管理と手法が行われている	製品の損傷度の写真あるいは現地審査で確認	適合	- 生置に移すときには損傷に注意 - 輸送時等にも配慮	- 白浜から活魚船で稚魚出荷する映像を確認(2018/1/15) - 稚魚の損傷が少なく状況が良い報告がなされていた	- 出荷なし - 聞き取りで適切な理解と運用を確認した	- 短時間かつ丁寧な扱いで損傷を軽減している	- 魚へのストレス軽減のため触る回数は極力減らしていた - クロマグロの出荷現場を目視 適切な管理がなされていた	- 種苗出荷時には種苗が痛まないように極力短時間での作業を行っている	- 稼働時には白浜の職員が駐在し、適切な配慮を行うことを聞き取りで確認した	
	5.2.2	出荷対象魚の劣化、汚染を最小限にするための措置が講じられている。	製品の劣化、汚染を最小限にする措置を講じている	現地あるいは写真での衛生管理状況の確認	適合	- 活魚はプラスチック製タンクを使用するなど衛生面への配慮 - 成魚出荷では即殺し氷水でしめ、適切な扱いをする	- 成魚出荷の処理を目視 - 適切な実施を確認した	- 出荷なし - 聞き取りで適切な理解と運用を確認した	- 現場の衛生管理は適切であった	- 現場の衛生管理は適切であった - クロマグロの出荷現場を目視 ・ 土足禁止 ・ 適切な温度監視 ・ 衛生的なパッケージ	- 現場の衛生管理は適切であった - 出荷時に成魚の劣化を避けるコンテナを使用	- 稼働時には白浜の職員が駐在し、適切な配慮を行うことを聞き取りで確認した	
	5.2.3	養殖場は出荷対象魚について、使用した飼料及び飼料添加物の購入記録・産地証明書・飼料品質証明書などで原料原産地、飼料安全法の基準に合致しているか確認を実施する。また、医薬品を使用した魚の水揚げする場合、休業期間が終了していることを確認し、記録する。	各書類による資料安全法の基準に合致しているか、投薬を実施した魚の休業期間の確認。	飼料品質証明書、水産用医薬品使用記録、飼育帳の確認	適合	- 飼育記録に以下の記述あり ・ 飼料・医薬品の使用記録 ・ 休業期間 - 使用している医薬品 マタイ:OTC/チアンフェニコール/タイムトソング・エリスロマイシン/マリンサワー-SP45 シマアジ (ほぼ使用なし)・OTC/チアンフェニコール ブリ属:OTC/チアンフェニコール/エリスロマイシン クロマグロ:OTC/ブラジカンテル - 使用しているワクチン マタイ イリド不活化ワクチンピケン/ シマアジ なし カンパチ マリナー4 クロマグロ なし	- 医薬品使用と休業期間は適切に管理されていた - 飼育帳(ネットワーク)を確認した	- 医薬品使用と休業期間は適切に管理されていた - 飼育帳(ネットワーク)を確認した	- 医薬品使用と休業期間は適切に管理されていた - 飼育帳(ネットワーク)を確認した	- 医薬品使用と休業期間は適切に管理されていた - 飼育帳(ネットワーク)を確認した	- 医薬品使用と休業期間は適切に管理されていた - 飼育帳(ネットワーク)を確認した	- 医薬品使用と休業期間は適切に管理されていた - 飼育帳(ネットワーク)を確認した	
6.1.1	安全衛生に関し、安全衛生責任者を任命し労働者の安全衛生に配慮した労働環境および器具を提供する。	安全衛生責任者を任命し、安全衛生に配慮した環境、器具を提供している	安全衛生責任者を任命しているか、器具の提供がなされているか書面または現地審査での確認	適合	[全体] - 養殖認証資料 ・ 6 安全衛生責任者一覧 ・ 安全(器具)に関する指針 - 安全衛生委員会議事録 ・ 2017/6/26 ・ 2017/11/30	- 安全衛生委員 中村氏、宮野氏、前地氏 - 整理整頓され、安全確保の状況を確認 - 船舶上でライフジャケット着用徹底を確認	- 安全衛生委員 萬谷氏 - 整理整頓が出来ており、安全を確保した環境であった - 潮位により船への行き来に危険性 → 腐敗しない素材ではしご設置 安全性の向上の意識と実施を確認 - ヘルメット・救命胴衣の着用実施確認 - 防災セットの保持 - 津波警報は地域からの情報に加え、近畿大学の独自システムでも発信	- 安全衛生委員 福山氏 - 安全確保のために以下の工夫を確認 ・ 救急箱 ・ 安全性を重視したはしごの設置 ・ 滑りやすい箇所へ滑りにくい素材使用	- 安全衛生委員 井土氏、津木氏 - 陸上施設 ・ 飼育タンクまわりの階段 スリッパ止め ・ 安全な歩行場所の確保	- 安全確保のしくみ ヘルメット ライフジャケット 救急箱	- 安全衛生委員会 - 危険箇所のチェック ・ 手すりの設置 ・ 歩行場所を広く安全性確保 ・ すべり止め	- 白浜の職員により適切に運用される状況であった	

7.1 管理システム	7.1.2	申請者は法人格を有する。または、漁業協同組合や商工会議所等の管理機能を有する公的機関に所属する。	法人格を取得、又は公的機関に所属している	法人格を有している、公的機関に所属していることを示すことが出来る書類の確認	適合	- 学校法人近畿大学 履歴事項全部証明書 - 株式会社アーマリン近大 履歴事項全部証明書	- 全体に同じ	- 全体に同じ	- 全体に同じ	- 全体に同じ	- 全体に同じ	- 全体に同じ	
	7.1.3	認証制度管理責任者を任命し、管理責任者は、認証機関との連絡、文書や情報の提供、要求事項への適合、改善要求事項への対応などに責任を持つ。また、各工程における人員の役割と機能、意思決定と責任の所在を明確にする。	認証制度における管理責任者を任命、各工程の管理責任者等が明確にされている	認証制度における管理責任者、各工程の管理責任者を現地審査で確認	適合	- 養殖認証資料「認証制度管理システム概要」7.1.3 責任の所在 - 近畿大学 組織図 - アーマリン近大 組織図	- 現地審査で認証要求事項適合のための体制を確認した	- 現地審査で認証要求事項適合のための体制を確認した	- 現地審査で認証要求事項適合のための体制を確認した	- 現地審査で認証要求事項適合のための体制を確認した	- 現地審査で認証要求事項適合のための体制を確認した	- 現地審査で認証要求事項適合のための体制を確認した	- 時期限定で稼働する拠点のため、常時職員はいない - 稼働時は白浜の職員が駐在する
	7.1.4	構築した管理システムが適切に運用できているかを継続的に確認するモニタリングのしくみを構築し、実施する。	管理システム運用のための、モニタリングシステムを構築し、実行されている。	モニタリングシステムの手順、記録等の確認	軽微な不適合 ↓ 解除	- 養殖認証資料「認証制度管理システム概要」7.1.4/7.1.5 モニタリング&レビュー - モニタリング（監視）が、目的に合致するしくみとして構築されていない。「継続的に確認する仕組み」とあるが項目により年1-2回の確認実施と手順にあり、継続的監視の意味を持たない。（軽微な不適合） - 以下の理由により軽微と判断すること ・認証審査期間中に修正提出予定であること → 2018/1/19 改訂された手順が提出された。 ・7.1.4 モニタリングシステム モニタリングするデータによりモニタリング頻度とチェック内容を明確にした。継続的な監視がなされるしくみとされた。 （軽微な不適合を解除）	- 全体に同じ	- 全体に同じ	- 全体に同じ	- 全体に同じ	- 全体に同じ	- 全体に同じ	- 全体に同じ
	7.1.5	構築したモニタリングシステムが適切に運用なされているかを確認する。	構築したシステムが適切に運用されていることを確認している。	モニタリングシステムの手順、記録等の確認	軽微な不適合 ↓ 解除	- 養殖認証資料「認証制度管理システム概要」7.1.4/7.1.5 モニタリング&レビュー - レビュー（モニタリングの有効性確認）が、目的に合致するしくみとして構築されていない。モニタリングとレビューがあわせて手順に記載されており、レビューがモニタリングの有効性確認するしくみとなっていない。（軽微な不適合） - 以下の理由により軽微と判断すること ・認証審査期間中に修正提出予定であること → 2018/1/19 改訂された手順が提出された。 ・7.1.5 レビュー モニタリングシステムの有効性を評価し、必要に応じてモニタリングシステムの変更を行うしくみが構築され、文書化された。 （軽微な不適合を解除）	- 全体に同じ	- 全体に同じ	- 全体に同じ	- 全体に同じ	- 全体に同じ	- 全体に同じ	- 全体に同じ
	7.1.6	確立した管理システムの有効性評価のため、年一回以上の定期的な内部監査を行う。	内部監査の手順が組織内に存在する。	内部監査要綱など内部監査に関する書類、記録等の確認	適合	【全体】 - 「認証制度管理システム概要」7.1.6 内部監査 - 自身の業務を監査しないしくみであることを確認した - 初回審査前の運用手順構築と現状確認実施が、内部監査と同様の意味を持ち、有効であると判断できた	- 全体に同じ	- 全体に同じ	- 全体に同じ	- 全体に同じ	- 全体に同じ	- 全体に同じ	- 全体に同じ
	7.2 社会面への配慮	7.2.1	申請者は地域社会、利害関係者からの苦情に対処し、解決に向けた透明性のある協議の手順を構築する。	苦情に対する協議の手順が存在する。	苦情対応手順を現地審査、過去の対応例をヒアリング	適合	【全体】 - 「認証制度管理システム概要」地域社会からの苦情の対処について - 他の事業所にも影響がある事はすぐに展開 - 聞き取りにより苦情発生なしを確認	- 全体に同じ	- 全体に同じ	- 全体に同じ	- 全体に同じ	- 全体に同じ	- 全体に同じ
7.2.2		申請者は持続可能な養殖業の発展のため従業員に対して経済的、社会的インセンティブを提供できるよう努める。	持続可能な養殖業発展のために経済的、社会的インセンティブを提供できるような体制を整える	社内の従業員待遇が関連法規に違反していないことを示す（就業規則等）。	適合	- 就業規則 - 近畿大学・アーマリン近大パンフレット - 取り組みの社会的意義明記 - 証制度説明会(2017/12/29実施) - トップマネジメントから職員への発信 - トップマネジメント（那須氏）へのインタビュー	- 全体に同じ	- 全体に同じ	- 全体に同じ	- 全体に同じ	- 全体に同じ	- 全体に同じ	- 全体に同じ
7.2.3		申請者は利害関係者の慣習、法的権利を尊重する。	利害関係にある人々の慣習と法的権利を尊重する。	漁協等を通じ調和がとれていることを示す（漁協所属の場合は組合員資格証など）。直接許可の場合は周囲関係者との合意関係書類。	適合	- 各拠点は地域漁業協同組合、地域住民と良好な関係を築き種苗生産・養殖事業を実施 - 白浜事業場（近大）と和歌山南漁業協同組合と共同事業 - 以下事業所（アーマリン近大）は各漁業協同組合の組合員として区画漁業権を得ている ・浦津・大島 和歌山東漁協 ・戸津井 紀州日高漁協 ・須賀利 三重外湾漁協 ・奄美 瀬戸内漁協 - すまみは陸上施設のみなので漁業権は持たないが、売買等の関係性あり	- 全体に同じ	- 全体に同じ	- 全体に同じ	- 全体に同じ	- 全体に同じ	- 全体に同じ	- 全体に同じ
7.2.4		申請者は資源と漁場環境改善のための情報の収集に支援、協力する。	資源と漁場環境改善のための情報の提供、収集の依頼を求められた際には、情報の提供、収集への協力を行う	求められた場合は、協力を実行した事実を示す書類。	適合	- 近畿農政局からの調査協力依頼 2017/1/19 - 調査結果報告 2016/1/12 - 聞き取りで協力要請への積極的な協力姿勢を確認	- 全体に同じ	- 全体に同じ	- 全体に同じ	- 全体に同じ	- 全体に同じ	- 全体に同じ	- 全体に同じ

7社会経済的側面

		7.2.5	申請者は全ての国内法、条例を遵守する。	養殖業操業に関連するすべての法律を遵守している	関連法・条例を遵守していることを示す書類等の確認	適合	<ul style="list-style-type: none"> - 養殖認証資料「認証制度管理システム概要」 7.1.1 関係法令一覧 - 年次で適合確認実施予定 - 法律改正の情報は、県等から情報受領 - 適切に対応する状況を確認 - 保有資格管理表を作成中 	<ul style="list-style-type: none"> - 聞き取りで以下を確認 ・遵守すべき法令の認識 ・法律遵守の運用 ・漁業権維持=法令順守 	- 聞き取りにより、法律に基づき運用がなされていた	- 聞き取りにより、法律に基づき運用がなされていた	- 聞き取りにより、法律に基づき運用がなされていた	- 聞き取りにより、法律に基づき運用がなされていた	<ul style="list-style-type: none"> - 時期限定で稼働する地点のため、常時職員はいない - 稼働時は白浜の職員が駐在する
--	--	-------	---------------------	-------------------------	--------------------------	----	---	--	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---

